

○関東地方整備局告示第二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年二月三日

関東地方整備局長 若林 伸幸

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 一般国道293号改築工事（常陸太田東バイパス・茨城県常陸太田市瑞龍町字塙返地内から同市瑞龍町字天神廻り地内まで及び同市増井町字森後台地内から同市増井町字小林地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 茨城県常陸太田市瑞龍町字塙返、字北坂及び字天神廻り並びに増井町字森後台及び字小林地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県常陸太田市瑞龍町字塙返地内から同市増井町字大倉地内までの延長2,226mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道293号改築工事（常陸太田東バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道293号改築工事（常陸太田東バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための市道付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市

町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第13条第1項の指定区間外の区間であり、また、起業者である茨城県は、同法第74条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定による交付決定を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道293号（以下「本路線」という。）は、茨城県日立市を起点とし、栃木県那須郡那珂川町等を経由して、同県足利市に至る延長174.5kmの主要幹線道路である。

茨城県内における本路線は、一般国道245号等の幹線道路を結び、県北地域を横断的に連結する道路網の一角を形成する重要な路線であるとともに、竜神大吊橋等の観光施設を結ぶアクセス道路としての機能も有している。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、茨城県防災会議が策定した茨城県地域防災計画により「第1次緊急輸送道路」にも指定されており、その整備が位置付けられている。

しかしながら、本路線のうち茨城県常陸太田市山下町地内の三才町交差点から同市宮本町地内の宮本町交差点までの延長2,500mの区間（以下「現道」という。）は、周辺地域の物流、産業などの利用による通過交通と地域住民の通勤、通学、買い物などの日常生活上の利用による地域内交通とがふくそうしていることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道における自動車交通量は、15,818台/日、三才町交差点から山下町交差点までの区間で混雑度は1.40となっている。

また、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員を満たさない幅員狭小区間が延長合計で680mあり、最小曲線半径を満たさない線形不良が1箇所存在することから、自動車のすれ違いも困難であるなど、安全かつ円滑な自動車交通が確保されていない状況にある。

さらに、現道の周辺には幼稚園、小学校など多くの公共施設及び住宅等が連たん・集積しており、現道は市立太田小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道未整備区間が延長合計で910m、歩道狭小区間が延長合計で1,260mあるため、学童等の歩行者が路肩の通行や歩道が狭小な区間の通行を余儀なくされているなど、歩行者の安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られ、幅員狭小区間、線形不良箇所、歩道未整備区間及び歩道狭小区間を回避することにより、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。また、災害時の沿岸部から内陸部への緊急輸送道路としての機能の向上に寄与することも認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年4月に同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動に関して環境影響調査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における特定第二種国内希少野生動植物種であるトウキョウサンショウウオ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルタニシ、準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエル、ドジョウ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」と

いう。)が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ウスゲチョウジタデ、その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が現状の状態で広く残されることから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち1箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2箇所についても、茨城県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である中央ルート案、北側ルート案及び南側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、ルート延長が最も短く、支障物件数が最も少なく、施工性に優れ、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の

利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があること並びに道路構造令を満たさない幅員狭小区間、線形不良箇所、歩道未整備区間及び歩道狭小区間が存在しており、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道293号整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県常陸太田市役所